

北東アジア課長

() 政第3454号
昭和26年9月2日

外務大臣 殿

在大韓民國
上川臨時代理大使

縦書きのメモ: 9月2日 鄭理事長(釜山靈園)が「太平洋戦争
終結後、日本が遺棄した韓国人戦没者遺骨名簿」を別添送付申上げる。

(件名)

韓国人遺骨の送還問題

引用公・電信
日付・番号

注電 933号

9月2日 鄭理事長(釜山靈園)が「太平洋戦争

終結後、日本が遺棄した韓国人戦没者遺骨名簿」を別添送付申上げる。

韓国人戦没者遺骨名簿」を別添送付申上げる。

付品添付 付品空便(行) 付品空便(DP) 付品船便(貨) 付品船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:



郵送と関係ないもの

(部の内 号)

東京 韓 13/Sept
Tel 市 → 15:40

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲所に連絡ありたい。

280 (A)

大政 専外外 儀官
務 次 典 房
官 官 審 審 長 長
領 総 入 電 厚 計
書 文 会 管 給

調査長 領移長
参企析調
参領放答移

中東
北西
参北北保
参一二
参西東洋
西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資源
参賢統国万
参政技二
国一理
参条協規
参政経科
軍社專
参道内外
一二

電 信 写

71 年 9 月 2 日 1 時 3 0 分
71 年 9 月 2 日 1 時 1 8 分

韓 國 發 着
本 省 着 了 北

外 務 大 臣 殿 上 川 大 使 臨 時 代 理 大 使 總 領 事 代 理

韓 國 人 遺 こ つ の 送 かん 問 題

第 9 3 3 号 平

往 信 第 2 / 3 7 号 に 関 し

1. 2 日。ア山れいえんテイ理事長はハシツメを来訪。本件につき要旨次のとおり述べた。

(イ) 自分は韓 國 人 遺 こ つ 3 0 4 体 の 返 かん 手 続 促 進 の た め 訪 日 す べ く、保 健 社 会 部 の 許 可 を 申 請 中 で あ っ た が、今 般 許 可 を 得 た の で、6 日 に 出 発 致 し た く 査 証 を 発 給 願 い た い。

(ロ) 本 日 外 務 部 と も 協 議 の 結 果、遺 こ つ 引 渡 の 話 台 い は 在 京 韓 國 大 使 館 - 日 本 外 務 省 - 厚 生 省 の ル ー ト で 行 な う こ と と す る が、そ の 際 の 自 分 の し 事 は 韓 國 大 使 館 員 に 随 行 し、問 題 の 3 0 4 体 分 の 名 ば を 提 出 し、厚 生 省 に 確 認 し て い た だ く こ と で あ る。

(ハ) 遺 こ つ の ほ う かん は 従 来 ど お り 日 本 政 府 が 取 計 む め れ る よ う 希 望 す る。出 来 れ ば 1 0 月 3 日 の 秋 夕 に 間 に 合 う よ う 当 地 で お 渡 し 願 え れ ば 幸 甚 で あ る。

2. よ つ て ハ シ ツ メ よ り、御 申 越 の 次 第 は 東 京 へ お 伝 え す る こ と と し、査 証 発 給 に つ い て も 善 処 す る が、遺 こ つ 引 渡

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

の方法及び時期については日本政府においても検討の要あるべく、10月3日には間に合わないかもしれないと思われる旨応えておいた。

3. 本件につき当方より外務部東北ア州課に照会せる所なる。先方はテイ理事長の来訪及びこれに基き外務部より在東京大使館に訓令発出方検討中なる旨を確認すると共に、東京での準備の都合もあり、同人の出發日取りは追って調整することと致したいとこたえた。

(丁)